

○ 農業経営基盤強化資金実施要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知）の一部改正新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

改正後	現 行
<p>第3 資金の内容等 本資金の貸付対象者、貸付金の使途及び貸付条件等は、次に掲げるとおりであり、その詳細は、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が定めるところによるものとする。</p> <p>1 （略）</p> <p>2 貸付金の使途 農業経営の改善を図るのに必要な次に掲げる資金であって、その具体的内容は別紙に例示するとおり。 （1）農地（<u>農地法（昭和27年法律第229号）第43条第1項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第2条第1項に規定する農地を含まない。以下同じ。）等の取得</u> （2）～（7） （略）</p> <p>3 貸付金の最高限度額 貸付金の最高限度額は次のとおりとする。 ただし、2の(7)の資金については次の額の5分の1を限度とし、2の(7)の資金とその他の資金の合計額が次の額を超えないものとする。 （1）（2）に掲げる貸付け以外のもの ①・② （略） （削る）</p> <p>（2）（略）</p> <p>4 （略）</p> <p>5 償還期限（据置期間） 償還期限25年以内（うち、据置期間10年以内） ただし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第121条第1項の規定に基</p>	<p>第3 資金の内容等 本資金の貸付対象者、貸付金の使途及び貸付条件等は、次に掲げるとおりであり、その詳細は、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が定めるところによるものとする。</p> <p>1 （略）</p> <p>2 貸付金の使途 農業経営の改善を図るのに必要な次に掲げる資金であって、その具体的内容は別紙に例示するとおり。 （1）農地等の取得</p> <p>（2）～（7） （略）</p> <p>3 貸付金の最高限度額 貸付金の最高限度額は次のとおりとする。 ただし、2の(7)の資金については次の額の5分の1を限度とし、2の(7)の資金とその他の資金の合計額が次の額を超えないものとする。 （1）（2）に掲げる貸付け以外のもの ①・② （略） ③ <u>①及び②に掲げる額の、3億円のうちの1億5千万円、6億円のうちの3億円、10億円のうちの5億円、20億円のうちの10億円及び30億円のうちの10億円を超える部分については、平成32年3月31日までに貸付けの決定を行ったものに限る。</u></p> <p>（2）（略）</p> <p>4 （略）</p> <p>5 償還期限（据置期間） 償還期限25年以内（うち、据置期間10年以内） ただし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第121条第1項の規定に基</p>

づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第132号）第12条第1項に規定する者にあつては、償還期限28年以内（うち、据置期間13年以内）とする（令和3年3月31日までの間に貸付けの決定を行ったものに限る。）。

6 （略）

づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第132号）第12条第1項に規定する者にあつては、償還期限28年以内（うち、据置期間13年以内）とする。（ただし、平成32年3月31日までの間に貸し付けられるものに限る。）。

6 （略）

附 則 （令和2年3月30日元経営第3160号）

この通知は、令和2年4月1日から施行する。